

豊後一国時代大友氏の城郭政策について

文学研究科歴史学専攻博士前期課程二年

須 藤 端

- ① 「城割」は、天下統一事業の戦後処理として実施された。
- ② 「城割」は主として朱印状で発令され、実施された地域は全国に及ぶ。
- ③ 「城割」の対象範囲は、個別城郭から国郡城郭から国郡単位の大名領国単位へ、さらに数カ国にわたる単位へと拡大する。
- ④ 「城割」は、新たな支配地の豊臣体制化を実現するための重要政策であった。

はじめに

天正十四年（一五八六）、大友氏は家臣の裏切りが相次ぎ、島津氏の豊後国侵攻を許してしまい、豊後国深くまで島津攻め込まれることとなる。翌、天正十五年（一五八七）の豊臣秀吉の九州征伐により、島津氏は敗れ九州は平定され、朝鮮出兵に向けての九州国分が行われる。これにより大友氏は豊後一国を安堵され、豊臣政権下の大名に組み込まれることとなる。

そして九州国分と同時に、豊臣政権による九州全土での城郭政策が実施される。豊後国における大友氏の城郭政策を中心的に調べ、城郭政策がどのように行われたのか、またそれがどのように影響したのかを考えていく。

以上の四つをあげ、秀吉政権の「城割」の特徴をあげた。では、この四つを踏まえた上で、次に九州の「城割」を見て行きたい

九州を平定した秀吉は、日向国に残り戦後処理を行っていた弟・秀長に宛てた天正十五年五月十三日付の朱印状^②の中に、九州征伐に関する十四ヵ条からなる条々があり、秀吉の九州征伐後の初期段階における城郭政策が記されている。

その中から大友氏の城郭政策に関するものを選出する。（アルファベットは筆者記入）

第一節 秀吉の城郭政策

秀吉は戦後処理の政策の一環として、支配した地域において「城割（城の破却）」などの城郭政策を行っていた。「城割」の研究をさ

A 一、日向国之儀、大友休庵へ出し候間、休庵被居候而能候は

羽柴中納言殿

ん城を相持、存付候様に可申付候、立候はで不叶城をば、日

向之内に、三つも四つも可然候哉、其内之城を壘つ、大隅之方へつけ城に一郡相添へ、伊東民部太輔に、是をとらせ、休

庵為興力、合宿させ可申事、

B

一、於豈後、大友家臣之者、且々覺悟をかへ候へ共、志賀太郎、佐伯太郎兩人無比類致効、大友家に非儀を不効者に候条、両人に日向國にて、為褒美一城づつとらせ、其際にて知行出し候儀は、休庵と可然可致談合候、知行に大小も可有候が、夫は休庵次第能様可仕事、

C

一、豈後國にて、去年以来表裏を仕候者之儀は、城を受取、可致破却、其中にも城を置候はて不叶城は、大友左兵衛身に成候者に相持たせ、可然候哉、夫は左兵衛督と致談合、可為分別次第之事

D

一、肥後、筑後、筑前三ヶ国には、城を持、城主それぞれに被仰付被人置博多之近所に、御座所普請可被仰付候条、其方は備前少将・宮部中務法印、蜂須賀阿波守、尾藤左衛門、黒田勘解由、右之者共として、日向・大隅・豊後城普請可申付候、并不入城はわらせ可然事、

(後略)

天正十五年五月十三日

御朱印

A条では、宗麟に日向一国を与え、宗麟の意思に任せた居城を捨て、領内にどうしても必要な城はいくつか残す。そしてその中の一つは、大隅国方面へ領地と共に伊東祐兵に与え、宗麟の与力として協力させる。

B条では、先年の豈後國に侵攻した島津氏に対し、比類なき働きをした大友家家臣の志賀親次と佐伯惟定に宗麟と相談したうえで、褒美として日向國に一城をそれぞれに与える。

C条では、豈後國において去年以来離反した者の城は、受け取り破却し、その中でどうしても必要な城には義統と相談した上で、信頼の置ける者に与える。

D条では、肥後・筑後・筑前三ヶ国に城を持え、それぞれに城主を入城させ、博多近郊に御座所を普請する。そして羽柴秀長には黒田孝高などと共に日向・大隅・豊後國の城普請を命じ、必要のない城は破却するよう命じている。

この朱印状が出されたのは、天正十五年六月に九州国分が出される前であり、全ての条々が実行されたわけではない。

城の破却については、九州国割り以降に実施されたと思われる。だが、この条々がある程度の方針となつて推進されたと考える。

第二節 大友氏の城郭政策

八月廿八日

野上左馬助殿

義統在判

①「不入城」・「置候はて不叶城」

秀吉の天正十五年五月十三日段階での構想では、A条に見られるように日向国を宗麟に与えるはずであったが、大友氏はこれを辞退し、宗麟自身も九州征伐直後に亡くなつたので実現することはなかつた。これによりB条での大友家家臣の志賀氏と佐伯氏の知行についても、実現しなかつた。

C条の豊後国の城破却の対象は、前年に島津氏が豊後国に侵攻した際に、大友氏を裏切り島津氏に付いた豊後国南郡（大野・直入郡）を拠点とした南郡衆と呼ばれる大友家の有力家臣たちであり、主に北志賀氏、南北志賀氏、朽網氏、田北氏、戸次氏、一万田氏、入田氏などである。^③

これら南郡衆の城が実際に破却されたということを、管見の限りでは確認することができなかつたが、天正十五年に出された義統書

状^④に

連々、奉行辛勞、殊先年至龍王岳登城之刻、越山忠義心懸之次第、感悅無極候、仍為其賞玖珠郡之内、野上鬼千世一跡之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

六月十日

吉統在判

小田原左京亮殿

とあり、反逆した野上鬼千世の跡地を軍功のあつた小田原左京亮に宛がつている。

イエズス会宣教師史料の中にも、一五八八年二月二十日付フロイ

ス書簡^⑤では、

野上鬼千世事、今度薩摩之逆徒令隋逐□右悪党鬼千世宅所へ、

以郡中競望之企、前代未聞之儀候、此節逆心之族、為先玄蕃一類之名、以所行、如此成立、不及是非候處、大和入道、顯忠意、右之徒惡討果候（後略）

最初豊後に叛いた人たちも時勢の変化を見、転向して嫡子の側につき、薩摩の敵と公言した。・・（中略）・・しかしこうして何の役にも立てず、嫡子は彼らに相応しい罰を与え、領地、

城を没収し、これらの者を殺すように命じた。こうして、老中、國衆の朽網（宗歴）どのとその息子たちを殺し、他の國衆たちは助け求めたが、すべて国外に追放した。義兄弟の清田殿からもその領地を没収したが、生命は許した。このように、豊後の国は破壊されたが、嫡子はより豊かになり、以前より大きな領地や俸禄を自分のために没収したからである。

とあるように、やはり、義統は裏切った南郡衆の朽網宗歴などの領地・城を没収している。

また、天正二十年二月十六日に出された義統が家督を義述に譲る際に二十一ヶ条の家訓を遺わした條々^①の中に、

一、南郡国之者、開退之跡目、到當忠之衆、充行訖、仍不忠之子孫就中、日田親水、田原宗龜、入田宗和、一筋目、永不可育置事、

豊前国宇佐郡内妙見・龍王両城、当知行分四百八拾九町三段之由、其方所へ申越旨候、任其帳面相改致検地、右田島之員數彼両城へ相付、大友左衛督ニ慥可相渡候也、

七月廿七日
(朱印)

とあり、少し時代が下がるが、義統が息子・義述に宛てた家訓の

中に、裏切った日田親水らの跡地に信頼の置ける家臣を充て行つている。おそらく、南郡衆や野上鬼千世などを討伐した際に、併せてその領地の城郭も破却・整備されたものと思われる。

また、大友氏は豊後一国の他に、豊前国宇佐郡の妙見岳城・竜王城の二城を安堵されたと思われる。天正十五年に出された豊臣秀吉朱印状^②では、

今度為御恩地、於豊前国京都郡、築城、中津、上毛、下毛、宇佐六郡之事、被宛行訖、但宇佐郡之内妙見龍王両城、当知行分相除之、其外全領地、弥可抽奉公忠勤之由候也、

七月三日
(朱印)

黒田勘解由とのへ

とあり、黒田孝高の領有する宇佐郡内の妙見・龍王両城が除外されている。そして次の豊臣秀吉朱印状^③では、

七月廿七日
(朱印)

とあり、妙見・龍王両城は黒田領ではなく、大友領であった。^④

のことから、この二城は大友氏にとって必要な城であり、秀吉や黒田孝高と相談した上で、大友領として残つたものと考える。

そして妙見岳城には、信頼のおける田原親賢を置いたと考える。

②城普請

D条には、羽柴秀長らの豊臣政権の主導の下で日向・大隅・豊後三ヶ国の城の普請を行い、必要のない城の破却を命じているが、豊後国において、豊臣政権主導の普請も破却も管見の限りでは確認できない。

そこで高崎山城の事例をあげてみたいと思う。高崎山城は高崎山の山頂に築かれた山城で、府内に城郭を持たない大友氏にとっては、有事の際の詰城として機能していた。天正十五年に島津氏に戸次川の戦いで敗れた義統は、府内から高崎山城へいったん籠つたが、高崎山城での防衛をあきらめ豊前国の竜王城まで撤退した。^④

これ以後、高崎山城に関する史料がないため、九州国分後に廢城したと考えられてきた^⑤が、高崎山城の繩張りに着目し、木島孝之氏^⑥は高崎山城に織豊系繩張り技術の特徴があることから、九州征伐後に豊臣政権下の大名となつた大友氏が改修したと指摘している。

このことから、豊臣政権が主導したかどうかは定かではないが、高崎山城には豊臣政権の技術＝織豊系城郭の繩張り技術で改修されており、豊臣政権の関与が少なからずあつたと考える。

義統が明確に普請を行つたものとして、天正二十年（一五九二）、義述に遺わした二十一カ条の条々^⑦の中に、

一、國中諸侍、為可召置一所既、到津留崎、罷移上者、普請等、彌、可被申付事、

とあり、「津留崎」＝鶴崎に國中の家臣を集住させ、普請を命じている。この普請の内容が、家臣団の屋敷普請、城普請なのかは定かではない。時期的に考えて、朝鮮出兵関連の普請とも考えられるは、私は府内（上原館・大友館）に代わる新たな大友氏の本拠であると考える。

第三節 鶴崎・家島について

鶴崎への集住・普請について、外山幹夫氏^⑧は、新たな領国經營の拠点としたが、それ以後本格的な研究はされていない。豊後一時代の大友氏の本拠については、戦国期に比べさらに曖昧となつている。

坪根伸也氏^⑨の研究によれば、島津氏侵攻後の府内では、大友館は再建されておらず、一部は町屋となつてるので、義統はもう一

方の上原館で政務をとつてていたとしている。だが、上原館で政務した史料はない。

また、宗麟・義統の所在地を研究された八木直樹²⁵・三重野誠²⁶両氏は豊後一国時代の義統は臼杵にいたとした。

義統の本拠を臼杵とする三重野氏は、天正十六年に出された安次書状²⁷で、

憲令啓上候、仍此間者、致參上候て、別而御懇ニ得貴意候、
忝存候、殊題目之儀、至臼杵ニ、こまごま御状ヲ被遣候て、
可被下候、以御取合、曉被成御分別、奉頼申上候、（後略）

十月十日

安次

とあり、また同じく出された古庄通任書状²⁸では、

任幸便令啓上候、仍森山題目之儀、至富来召寄、初中終相閉目候処、彼者申上候間、右之題目、努々不存寄儀候、さてハ於方角處共、又ハ臼杵召寄られ候而も、湯督・火督なりとも、如何躰ニも被成御閉目（後略）

十月十日

通任

それから敵は進んで、突然府内に入り、すべてのものを焼き破

とあり、安次書状・古庄通任書状共に森山相論についてのものである。相論の裁定のために臼杵に書状を送り、義統の側近である古庄一閑御取り合いを依頼している。義統の表記はないが、義統は臼杵にいるために相論の裁定を臼杵で決めようとしている。

また、フロイスの「日本史」²⁹では、（太字「」は筆者記入）

臼杵において我らの司祭たちは、豊後（の国）中でもつとも優れたキリストンの一人を嫡子（義統）の息子（義述）に付け、その少年に読み書きを教えたり、善良かつ聖なる習慣を仕込ませていた。同人は貴人であり、また、出家していた。ところどころことは親賢を大いに憤慨させるところとなり、美濃殿「羽柴秀長」が臼杵城に到着すると、彼は嫡子の息子も同席しているところで、件のことに抗議していった

とあり、義統は息子・義述とともに臼杵におり、秀長と面会している。九州征伐後、義統は臼杵にいたようである。これはおそらく、府内が島津軍によつて、壊滅的被害を受けていたからであろう。一五八八年二月二十日付フロイス書簡³⁰では、

壊したので、その住民になされた破壊、敵が背後にあつて焼かれた人々から逃げる男女、子供たちを見るのは悲惨な思いであった。府内は人口八千人に近かつたが、日本の家屋は木造で、多くは板又、藁葺きの屋根なので、何か所かに火が付くと、短時間ですべてが灰になってしまった。

とあり、島津軍によつて、府内の町は壊滅してしまつてゐるようである。さらに豊後全体を表したフロイスの「日本史」²³は、

(豊後) 国の人々は(次の)三つのうちのいづれかに属していた。

その一つは薩摩軍が捕虜として連行した(人々)、他は戦争と疾病による死亡者、残りは第三に属する飢餓のために消え失せようとしている(人々である)。

とあり、豊後国全体が島津軍によつて悲惨な状況に陥つてゐた。白杵の町に関するフロイスの「日本史」²³では、

既述の国主は、過ぐる戦のなかで薩摩の軍勢によつて焼かれ破壊された白杵の市街を再建するために、命令を下して老中たちや貴人たちもそのほかの人民と同様、そこに自分たちの人々を造るよう命じた。・・(中略)・・或る貧しい人の小さな家から火の手があがつた。・・(中略)・・城内部ではその周辺の人々を焼きつつ、さらにその勢いを強め、ついに大きくしかも贅沢な諸々の屋敷に襲いかかつた。これらの屋敷は国主フランシスコが五カ国の君主だったころに造られたものである。・・(中略)・・家財道具などは救えず、すべて焼けた。城内ではわずかに一つの倉庫が焼けずに済んだ。以上は国主が既述の城を留守にしていた時に起

を叙述することは容易ではない。すなわち、その(白杵)町とその周辺の(村落)の住民は・・(中略)・・生命だけでも助けようと泣きながら城に逃れていった。

大群衆が白杵の城に避難して來たために、そこではこれら民衆の悲惨な光景と嘆かわしい状態(展開されたが)、今ここでそれ

ことのことである。

とあり、これは一五八九年二月二十四日付の記事であるが、義統が臼杵市街の再建を命令したが、火災により城が焼失している。火災以前は、宗麟が建造した屋敷が残っていることから、島津軍によって丹生島城内は破壊されていなかつたようだ。しかし、今回の火災でそれも焼失してしまつていて。

これ以後義統が臼杵に滞在している史料がないことから、この火災によつて臼杵は第一章で述べた「政庁」たる本拠としての機能を失つたと考える。

そして、この火災当時、義統は留守である。すでにこの時期、義統は別に場所に移つていた可能性がある。

日本および中國についての書簡³では、（太字「」は筆者記入）

十月七日

福三〇〇

在判

正右近就義 在判

吉統様 参人々御中

若い王「大友義統」はこれから諸侯の助言や意見をうまい考えだし、そこで直ちに、國中にすべての諸侯がフナイの町に集まり、諸侯が常日頃行つてきたような儀式を催おして、そこで閑白殿に対する忠誠を誓約するようにと命を下したのです。・（中略）・かくしてドン・ポール「志賀親次」殿は誓約を立てるためには府内へ出向かわれようとされました。

とあり、これは天正十七年（一五八九）から天正十八年（一五九〇）に関する記事であり、義統は國中の家臣を府内に集めて、そこへ志賀親次も向かおうとしている。

府内で当主・義統を含めた会議を行つてゐることから、この時期にはある程度府内は復興してゐるようである。

天正十七年に出された疋田就義他一名連署状案⁴では、

昨日、被申出候間、内々態申入度刻、尤目出存、殊花岳被罷下候條、具可被遂言上候へ共、大形、秀長内存旁以申上候、一、御檢地無残所被仰付候事、一、御國衆、何も在城被申、御番以下御堅固ニ、可被仰付候、女子衆悉召寄可被置旨、重々、上意之事早速被聞召届義候間、（後略）

とあり、その内容は、検地を國中残すところなく実施。家臣を在城させ、警護を申付け、妻子を召し寄せる。以上のことは上意であるとしている。

この「在城」、「御番」「女子衆を召し寄せる」場所は、どこであろうか。家臣自身の城とも考えられるが、「御番」とあり、女子衆

は人質と考えると、義統の本拠ではないだろうか。

次の二通の豊臣秀吉内書案³³では、

豊後國中、知行方検地申付、入組無之様、家中者共、以指出
之員數、令支配可遣候、法度以下嚴重、可申付候、義統置目
等、自然相背族、令成敗、軍役入精忠輩可加扶持候、猶大和

大納言可申候也

豊後國檢地事、如五機内辺、念入、可被申付候、給人申付事
者、以檢地上、入組無之様、可被相渡候、何茂國侍妻子、其
方居住之所江在府可仕之旨、可被申付候也（後略）

とあり、義統が家臣を鶴崎（津留崎）に集めようとしている。編
者・田北学氏はこの文書と先にあげた疋田就義他一名連署状案と関
連性を指摘し、発給年を天正十九年としている。

先にあげた「國中諸侍」の鶴崎集住と併せて考えると、義統は、
鶴崎の地に家臣を集住させようとしている。

そしてこの鶴崎とほど近い家島というところに、息子・義述はい
たようである。天正二十年（一五九二）二月二十八日に出された大
友義述書状写³⁴では、

就唐入、家島御留守之儀、萬事、添心可申之由、被仰聞候、度々
とあり、この文書の日付・署名・宛名は欠けているが、「編年大
友史料」の編者・田北学氏は天正十九年と定めている。秀長が死去
したのは天正十九年一月であり、この間に出されたものと思われる。
二通ともに豊後の検地に関する内容である。検地とともに、家臣と
その妻子を義統の在所に「在府」させるよう命じている。「在府」

二月廿八日

義述

とあり、天正二十年（一五九二）、家督を譲られた義述は、父・
義統が朝鮮へ行っている間、家島で留守を預かっている。
家島とは大野川と大野川支流乙津川から分岐する小中島川に囲まれ
た、大友義統欲使辺境家臣聚居³⁵では、

とあり、天正二十年（一五九二）、家督を譲られた義述は、父・
義統が朝鮮へ行っている間、家島で留守を預かっている。
家島とは大野川と大野川支流乙津川から分岐する小中島川に囲まれ

た地域のことである。^⑨

この鶴崎・家島は、府内中心部より離れているが、秦政博氏の研究¹⁰では、当時かなり広い範囲が「府内」と認識されていることが明らかとなっている。おそらく、鶴崎・家島の地域も「府内」と認識されていると考える。

家島にどのような館、もしくは城郭があつたかどうかは定かではないが、大友館・上原館に代わる新たな大友氏の居館か、もしくは時期的に朝鮮征伐に関連するものであろうか。

日良裕昭氏の研究¹¹では、大友氏と同じく在地の大名から豊臣政権に下った長宗我部氏が築いた海沿いの浦戸城は、朝鮮出兵用の臨時之城であり、将来的には本城である大高坂城へ戻る予定だったとした。

どちらにしても、家島は当主・義述が居住する大友家の重要な地域であったと考へる。

家島に関する史料は、江戸時代に編纂された「雉城雑誌」に出てくる。

【雉城雑誌二¹²】の中に、

文禄三年（一五九三）に豊後に入部した早川長敏は、まず家島に居住し、大友氏の旧城（大友館、もしくは上原館か）を再建しようとしている。

同月下旬、大和大納言秀長卿、南海、山陰ノ勢八萬餘騎、當郡三佐、家島、鶴崎、佐賀ノ関二入津シ、義統豊前ヨリ家島ニ來テ、秀長ニ謁シ、叛臣ヲ討チ、忽チ當國ヲ平均ス。（後略）

天正十五年の九州征伐の際、羽柴秀長は家島・鶴崎・佐賀間から豊後国に入国し、義統は家島にて秀長と謁見している。

九州征伐の先遣隊として前年に豊後国に入った千石秀久などは、府内の主要港の沖の浜から上陸したのに対し、秀長の軍勢は家島などから上陸している。府内中心部は島津軍によつて破壊されていたので、家島に陣を構えたのであろうか。家島の郷土史家の三浦正夫氏¹³は、現在の家島の小名に「大陣屋」「京陣屋」があることから、秀長の陣屋を選定している。

また、「雉城雑誌三¹⁴」の早川長敏の項に、

雑誌曰、文禄三年、早川主馬長敏、當郡ノ内、一萬三千石、外領地四萬七千石、都合六萬石、同郡高田庄家島ニ居住、當府長敏ノ封内ナルヲ以テ、大友氏ノ舊城再營ノ志アリ、

まとめ

秀吉の出した天正十五年五月十三日付の朱印状の方針は、全てが実行されたわけではない。豊後の大友氏では、具体的な城破却や城普請の内容を明らかにすることはできなかつた。だが、大まかではあるが義統は、秀吉の朱印状の方針に則り、反逆した家臣の領地・城を没収し、信頼のおける家臣にその領地・城を与えていた。

この城郭政策自体は、在地領主がそれまでの持つていった軍事力を削ぎ、領国における大名権力を強化する働きがあり、義統は豊臣政権のもつ権力を利用して、領国内の敵対勢力（南郡衆）を一掃し、自身のもつ大名権力を強化した。

そして九州国分後、壊滅した府内ではなく臼杵に居住していた。府内の復興と、臼杵の焼失により、天正十九年頃からは府内に居住した。

府内居住は、従来の上原館・大友館でもなく、鶴崎・家島に新たな拠点を築き、家臣を集めさせようとしていた。また、高崎山城には豊臣政権の技術＝織豊系城郭の縄張り技術で改修していた。

このことから、当主の居住地＝家島、家臣団＝鶴崎、詰城＝高崎山城という新たな領国防衛体制を築こうとしていたのではないだろうか。しかし、家島・鶴崎から高崎山城への距離は、以前（上原・大友館～高崎山城）の倍に伸びてしまう。単に朝鮮出兵のための駐屯基地だとも考えられる。だが、大友氏の豊後除国後に入部した早

川長敏は家島に居住し、大友氏の城郭を再當しようとしたことから、府内周辺で領主が入る館は家島にしかなかつたと考える。

豊後一国時代の義統は、家島に本拠を置き、鶴崎に家臣を集住させ、その地域を領国を中心地にしようとした。文禄二年に豊後除国となり、義統の計画は挫折してしまつたと考える。

【註】

- ① 松尾良隆氏「織豊期の城わりについて」[横田健一先生古希記念文化史論叢]
- ② 田北学編「増補訂正編年大友史料」二七巻 五四六号
- ③ 渡辺澄夫「増訂 豊後大友氏の研究」第一法規出版 一九八二年
- ④ 「増補訂正編年大友史料」二七巻 六百三号
- ⑤ 「増補訂正編年大友史料」二八巻 五八号
- ⑥ 松田毅一監訳「十六・十七世紀イエズス会日本年報集」第Ⅲ期7巻
- ⑦ 「増補訂正編年大友史料」二八巻 二八〇号
- ⑧ 「増補訂正編年大友史料」二七巻 七四〇号
- ⑨ 「大分の中世城館 第一集 文献史料編1」八四一号
- ⑩ 「増補訂正編年大友史料」二七巻 五〇八号
- ⑪ 菅英志「日本城郭大系 第一六巻」新人物往来社 一九八〇年
- ⑫ 玉永光洋「高崎山の縄張りと織豊系城郭の成立」「大分地方史」第143号 大分県地方史研究会 一九九一年
- ⑬ 木島孝之「九州における織豊系城郭」「中世城郭研究」第六号 中世城

- 郭研究会 一九九二年
- (14) 前掲注6
- (15) 外山幹夫 「大名領国形成過程の研究」 長坂一雄 一九八四年
- (16) 坪根伸也 「大友館の変遷と府内周辺の方形館」「戦国大名大友氏と豊後府内」 高志書院 二〇〇八年
- (17) 八木直樹 「十六世紀における豊後府内・臼杵と大友氏——城下町移転に関する再検討——」「ヒストリア」 大阪歴史学会 二〇〇七年
- (18) 三重野誠 「大友宗麟・義統の十六世紀末における動向」「戦国大名大友氏と豊後府内」 高志書院 二〇〇八年
- (19) 「大分県史料」 十卷一六五号
- (20) 「大分県史料」 十卷一七一号
- (21) 松田毅一・川崎桃太訳 「完訳フロイス日本史 大友宗麟篇」 八卷七十三章
- (22) 前掲注6
- (23) 松田毅一・川崎桃太訳 「完訳フロイス日本史 大友宗麟篇」 八卷七十四章
- (24) 松田毅一・川崎桃太訳 「完訳フロイス日本史 大友宗麟篇」 八卷六十八号
- (25) 前掲注6
- (26) 「大分県史料」 十四卷切支丹之一
- (27) 「増補訂正編年大友史料」 二八卷 二三七号
- (28) 「増補訂正編年大友史料」 二八卷 二二四号
- (29) 「増補訂正編年大友史料」 二八卷 二二五号
- (30) 「増補訂正編年大友史料」 二八卷 二二七号
- (31) 「増補訂正編年大友史料」 二八卷 二六四号
- (32) 竹内理三編 「角川日本地名大辞典 44 大分県」 角川書店 一九八〇年
- (33) 秦政博 「宗麟時代の府内と臼杵」「大友宗麟のすべて」 新人物往来社 一九八六年
- (34) 目良裕昭 「戦国末～豊臣期土佐国における城下町の形成と展開」「中世土佐の世界と一條氏」 高志書院 二〇一〇年
- (35) 垣本言雄 「大分県郷土史料集成（地誌編）」 雉城雑誌二
- (36) 三浦正夫 「歴史散策と家島考」 川村印刷 2003年
- (37) 前掲36
- 参考論文
- ・松尾良隆氏「織豊期の城わりについて」「横田健一先生古希記念文化史論叢」一九八七年
 - ・玉永光洋「高崎山の縄張りと織豊系城郭の成立」「大分地方史」第一四三号 大分県地方史研究会 一九九一年
 - ・木島孝之「九州における織豊系城郭」「中世城郭研究」第六号 中世城郭研究会 一九九二年
 - ・坪根伸也 「大友館の変遷と府内周辺の方形館」「戦国大名大友氏と豊後府内」 高志書院 二〇〇八年
 - ・八木直樹 「十六世紀における豊後府内・臼杵と大友氏——城下町移転に

- 関する再検討——」「ヒストリア」大阪歴史学会二〇〇七年
- ・三重野誠「大友宗麟・義統の十六世紀末における動向」『戦国大名大友氏と豊後府内』高志書院 二〇〇八年
- ・秦政博「宗麟時代の府内と臼杵」『大友宗麟のすべて』新人物往来社 一九八六年
- ・日良裕昭「戦国末～豊臣期土佐国における城下町の形成と展開」『中世土佐の世界と一条氏』高志書院 二〇一〇年
- ・垣本吉雄「大分県郷土史料集成（地誌編）」雉城雑誌二
- ・田北学編「増補訂正編年大友史料」二七巻 一九六八年
- ・田北学編「増補訂正編年大友史料」二八巻 一九六八年
- ・大分県史料刊行会編「大分県史料」十巻 一九六十年
- ・大分県史料刊行会編「大分県史料」十四巻 一九六二年
- ・松田毅一監訳「十六・七世紀イエズス会日本年報集」第三期
- 七巻 同朋舎出版一九九
- ・松田毅一・川崎桃太訳「完訳フロイス日本史 大友宗麟篇」八巻 同朋舎出版一九九五年
- ・大分県教育委員会「大分の中世城館 第一章 文献史料」 大分県文化財調査報告書 第一四八掛 二〇〇一年
- ・外山幹夫「大名領国形成過程の研究」長坂一雄 一九八四年
- ・渡辺澄夫「増訂 豊後大友氏の研究」第一法規出版 一九八二年
- 参考文献
- ・菅英志「日本城郭大系 第一六巻」新人物往来社 一九八〇年
- ・竹内理三編「角川日本地名大辞典 44 大分県」角川書店 一九八〇年
- ・三浦正夫「歴史散策と家島考」川村印刷 2003年